

平成29年6月7日

平成29年度 酪農経営安定対策補完事業
(乳用牛能力向上事業 優良乳用牛導入支援対策)
事業実施にあたっての留意事項

I 平成29年度事業のポイント

1 対象事業

(1) 優良乳用牛導入支援対策

- 1) 生産者集団等が、検定組合に加入している都府県の酪農家に対する貸付けを行うための優良乳用牛の導入の支援
- 2) 生産者集団等又は検定組合が行う、乳用牛の適切な飼養管理に係る酪農家に対する指導

- 1) の取り組みは、2) の取り組みも必ずあわせて実施すること(都府県のみ)
- 2) の取り組みは単独で行うことが出来る(全国)

2 補助要件の確認

貸付けの対象とする優良乳用牛は、次に掲げる(1)の要件を満たすとともに、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 当該優良乳用牛又はその母牛が、改良事業団により通知された牛群改良情において、能力上位3分の1以上を記録したもの
- (2) 牛群改良情報等において、ゲノミック評価情報を持つもの
- (3) 牛群改良情報等において、泌乳持続性評価値で+0.01以上の値を記録したもの

(1)の要件のみを満たすとき4万円、(1)にあわせて(2)または(3)の要件を満たすとき5万円の補助

(3)の泌乳持続性評価値は、2016-5以前の評価値では100より高い値を記録したものの

3 とりまとめ業務等の委託

本事業では、都道府県単位で本事業に応募する団体のとりまとめ等を行う業務を委託します。委託を希望する団体は別紙委託申請書を改良事業団に提出すること。

提出期日 平成29年5月31日(水) 必着：FAX及びメール可

4 運営状況の報告

生産者集団等は、優良乳用牛を導入した年度から5年間は、運営状況報告書を作成し、改良事業団へ提出すること。

II 各種提出

1 優良乳用牛導入及び指導計画の策定

(1) 本事業に応募する団体は、別紙様式1の別添1および2に準じて優良乳用牛導入及び指導計画を策定すること（発信人明記すること）。

あわせて、別紙の執行体制を添付すること。

(2) 優良乳用牛の貸付けにおける検定組合との連携

指導について検定組合との連携を行う場合は、必ず別個に検定組合が指導の取り組みに応募すること。その場合に策定する計画には導入にかかる農家を必ず含むこと。

(3) 提出期日 平成29年5月31日（水）必着：FAX及びメール可

2 優良乳用牛導入及び指導計画の変更

(1) 改良事業団はII-1の計画を取りまとめ、必要に応じて応募団体に計画の変更を協議することがある。

(2) 提出時期 平成29年6月上旬

3 補助金の交付申請

(1) 様式1により行う

(2) 改良事業団は、最終的な計画を応募団体および都道府県知事に通知する。

(3) 提出時期 平成29年6月15日

4 変更承認申請

(1) 様式2により行う

(2) 提出時期 平成30年1月末日まで

5 補助金の概算払

(1) 様式3により行う

(2) 提出時期 平成29年12月末日まで

(3) 執行状況調査をかねますので、概算払の請求は必ず行ってください。

6 事業の実績報告

(1) 様式4により行う

(2) 添付書類

要領に定めるものの他に、次のものを添付すること。

ア) 優良乳用導入牛の貸付について

①改良事業団が発行する牛群改良インフォメーション（対象牛が掲載されたもの）を添付すること。

② 賃貸借契約書の写し

③貸付牛管理台帳

イ) 指導について

①指導に用いた資料の見本例

②指導台帳（日誌）の写し

③実際に用いた各農家への指導資料等の添付は不要だが、整備し管理しておくこと。

(3) 事業実施期間 平成30年3月31日

提出時期 平成30年4月10日まで

7 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 優良乳用牛の導入にかかる補助金対象の牛は、消費税が明確なものとしてください。補助金を消費税に充てることはできません。

仮に、消費税が不明な牛を対象としてしまった場合などにおいて、補助金を消費税に充ててしまった場合は、様式6号により補助金の返還が必要になります。

(2) 提出時期 平成31年5月31日まで

III 補助対象経費の範囲

(1) 酪農家に対する指導及び調査、計画策定のための会議を行うのに要する経費

ア 指導及び調査費

指導及び調査を実施した者に対して支払う経費

イ 指導及び調査旅費

指導及び調査を実施するために必要な車代

指導及び調査旅費は、単価×距離（km）数で積算する。

検定組合は、対象となる全ての農家の距離と、単価の積算根拠を整理し、交付申請時に提出するものとする。

ウ 印刷製本費

指導及び調査、会議のために必要な印刷（コピー代を含む。）経費

エ 通信運搬費

指導及び調査、会議のために必要な郵送等に要する経費

オ 消耗品費

指導及び調査、会議のために必要な事務用品購入に要する経費

カ 取りまとめ賃金

1日当たり9,400円（税抜き）以内

時間当たり1,175円（税抜き）で計算しても良い

キ 事務諸費

指導及び調査費、指導及び調査旅費を振り込むために必要となる振込手数料

ただし、補助の交付決定後、事業終了時（平成30年3月31日）まで

に発生した経費のみが対象

ク 会場借料

会議1回1日及び参加者1人当たり1,500円(税抜き)以内